特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給 又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、 給付の支給又は実費の徴収に関する事務等における特定個人情報ファイ ルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ シー等の権限利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の 漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を 行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和4年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	
①事務の名称	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価 書
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とし、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定める者であって、町内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費の徴収に関する事務及びに予防接種に起因する健康被害に関しては救済の給付を行い、請求の際の手続事務を行う。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)予防接種の実施に関する事務(2)予防接種の実施に関する事務(3)予防接種の実施の指示に関する事務(3)予防接種の実施に必要な協力に関する事務(4)給付の支給の請求の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務(5)給付を受ける権利に係る届出等の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務(6)実費の徴収に関する事務
③システムの名称	接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル:	】 名
	-
予防接種情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託先への提供)、別表第1 第10項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第2第17項、第18項及び第19項、別表第二の第16の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条 別表第二における情報提供の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、第16の3項 ・内閣府・総務省令第7号 第12条の2
5. 評価実施機関における	
①部署	保健福祉部
②所属長の役職名	保健福祉部長

6. ft	也の評	西実	施機	関
-------	-----	-----------	----	---

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 O22-767-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	3年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	3年6月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	:書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	フシステムを				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

李甲簡所

変更簡素 東東田	項目	変更前の配線	変更後の記憶	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーD及びバス ワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡 調査のためのコンピューターの使用記録を保 存、服会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード部証、ユーザー回 及びパスワードにより操作者と操作する権限を 履定、追跡調査のためのコンピューターの使用 記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講 じている。	事後	セキュリティ強靭化対策による 追加
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月2日時点	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担 当部署 (2)所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	II - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年6月1日時点 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、	事後	
令和4年3月1日	I — 1. 特支個人情報ファイル を取り掛う事務 ご事務の概要	予防機能は保証の年は体質の目にようを 医説のおそれがある疾病の発生及び多ん及症 起し、必要性生の向上及び機能の成計に等する をご思うるでもつう、例のに低性するものでよう。 をご思うるでもつうで、例のに低性するものでよう。 のでは、自然では、できり機能では、できり機能は、 は、対象では、できり機能では、できり機能は、 は、対象では、ときり機能は、できり機能は、 は、対象のが使うでは、現象の側の一等機は著す。 は、表のは、ときり機能をは、ときり機能をは、 は、表のは、ときり機能をは、ときり機能をは、 は、なののが定じ、は、まの側の一等を開き、 は、ののが定に、基づら、特定のの機は、 に、そのが定に、基づら、特定の人間に、こまり、 のり、 が、という、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり	に報の方を大れがある機のの発生及び多人経過から し、公園港のの上記が経典の保持と近日を与 ること目的会に人、経療の表に上述が終めていまった。 で見めるでから、、内内に出せっていまった。 は、現場を開からいことは は、現場を開からいことは は、現場を開かられていまります。 は、現場を開かられていまります。 は、現場の前がを行い、説明の自然を対象を が表している時間をは、現まのの間がは事務を はな別の前がを行い、説明の同かが最早限でも を記録するからかの番号の付用では、別する時までを を記録するからかの番号の付用では、別する時ましたいう。 の形型によった。付金を引くが表しまいる。 が、日本のでは、日本	事後	
令和4年3月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理支援システム・団体内結合宛名管理シ ステム・中間サーバシステム	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月1日	I -2. 特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル	予防接種情報ファイル	事後	
令和4年3月1日	I - 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1第、別表第1第10項、行数手 続における特定の個人を開設するための番号の 利用 等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内関府・総務省令 第10条	番号法第9条第1項。番号法第19条第16号(新 翌コロナウイルス接後度対策に係る予防接種等 別におけるワラン・機管起除シスを用いた。 情報接換、服金のみ)、番号法第19条第20条 (特報接換、服金のみ)、番号法第19条第20条 (特別をのような、1985年)、1985年 第187	事後	
令和4年3月1日	I - 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の規模) ・選号共享19条第7号、別景第2第17項、第18 ・環及は第19条第7号、別景第2第17項、第18 ・環及は第19次で 日本の個人を開設するための番号の利用等に関する法律対象第二の主接 各令で 定かる事務及び情報を定める命令(平成26年内 開発・提携を作業7号)第13条	別表第二における情報報金の模型 「番号連貫10条80年。別書度運用17項、第18 第2位1第19年。別書度運用17項、第18 第2位1第19年。別書在20第16位2項 50時の時間第二四年75世紀第三四上灣 各个文章の本事項が報告を206年96第三四上灣 各个文章の本事項が報告を206年96平回 20年月間前・投影を合置79 第13条 第一号連載1946年9月 第13条 第1602項 第1602可 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	事後	
令和4年3月1日	I -5. 評価実施機関におけ る担当部署 ①部署	保健福祉課	保健福祉部	事後	
令和4年3月1日	I -5. 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	保健福祉部長	事後	
令和4年3月1日	I -7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32 番地 022-356-1334	総務部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番 地 022-767-2111	事後	
令和4年3月1日	I -8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉課 宫城県宮城郡利府町青葉台一丁 目32番地 022-356-1334	保健福祉部 宫城県宮城郡利府町利府字新並 松4番地 022-767-2111	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	

	· ·				